

移動等円滑化取組計画書

2021年6月30日

住 所 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1152番地  
事業者名 日本交通横浜株式会社  
代表者名 代表取締役 金田 隆司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項

① 当社が保有するタクシー車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2023年度までに約5割の車両を置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全員に受講させる。

② ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を実施する。

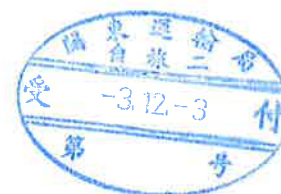
II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	・保有台数の内、老朽化してきた順に約5割の車両をユニバーサルデザイン車両に置き換える。(2023年度まで)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検 教育訓練	ユニバーサルデザイン車両の機能（スロープ・固定具等）の定期的な点検の実施。 定期的な車椅子乗降の訓練の実施。



③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全乗務員に受講させる。</li> <li>・ユニバーサルドライバー研修未実施の既存乗務員については、講師資格を持つ2名の職員で担当し、全乗務員に受講させる。(2023年度まで)</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配車アプリへの機能追加</li> <li>・外部アプリの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配車アプリの注文時にユニバーサルデザインタクシー(JPN タクシー)を指定して注文できるようにする。(2020年度対策済み)</li> <li>・障がい者手帳(外部アプリ:ミライロ ID)でも障がい者割引を適用できるようにする。(2020年度対策済み)</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修及び車椅子乗降実技訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人乗務員のユニバーサルドライバー研修の受講。(予定:2021年度20名受講予定)</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を実施する。(2021年度)</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の利用者から寄せられる声を集約し、関係部署で共有するとともに、今後のサービス改善に活用する。</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他タクシー会社とも連携できるように連絡体制をつくる。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

日本交通横浜ホームページにて公開
------------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。